

事務連絡
令和5年11月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（再周知）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成27年8月25日付け医政発0825第7号厚生労働省医政局長通知。以下「27年通知」という。）により、設置登録情報の適切な更新等をお願いしています。

貴職におかれては、貴都道府県、貴管下の各市町村及び関係団体等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているAEDの設置登録情報の適切な更新等が徹底されるよう、27年通知の再度の周知をお願いいたします。

なお、貴都道府県、貴管下の各市町村及び関係団体等が日本救急医療財団全国AEDマップ以外にも設置登録情報を提供している場合には、貴職が情報を提供しているツールにおいて公開されている内容を確認し、必要であれば更新等の対応を行うよう併せてお願いいたします。